

会計年度任用職員（部活動指導員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（部活動指導員）
採用予定人数	若干名
職務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 実技指導 2 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 3 用具・施設の点検・管理 4 部活動の管理運営（会計管理等） 5 保護者等への連絡 6 年間・月間指導計画の作成 7 生徒指導に係る対応 8 事故が発生した場合の現場対応 に関する業務
応募資格	次のいずれかに該当する者（武道（柔道、剣道等）については段位を有する者であること） <ol style="list-style-type: none"> 1 学校部活動、地域クラブ等において指導経験のある者 2 日本スポーツ協会又は各競技団体や関係団体等が認定する指導者資格を所有している者 3 指導予定の部活動の競技経験または活動経験が、義務教育修了後3年以上ある者 地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	体罰、パワー・ハラスメント、セクシャルハラスメント等の不適切な指導や関わりをせず、学校と十分に連携しながら、専門性に基づいた、安全でバランスのよい部活動指導のできる方 ※本市の園・学校に勤務する職員（教諭、学校事務職員、調理員、用務員等。再任用職員も含む）は部活動指導員になることはできません。
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、再度任用の可能性あり
勤務場所	各中学校及び中等教育学校（前期課程） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市教育委員会学校教育部
勤務日・時間	・勤務日：4週間当たり20日を超えない範囲内で所属長が定める。 ・休日：4週間当たり8日以上の割合で所属長が定める日 ・勤務時間：長期休業中以外は、4週間を通じて1週間当たり11時間を超えない範囲内、長期休業中は、4週間を通じて1週間当たり15時間を超えない範囲内で所属長が定めることとし、1日当たりの割振りは次に定める範囲内で所属長が定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1 長期休業中を除く月曜日から金曜日まで 8時00分から19時00分までの間において2時間を超えない範囲内 2 日曜日及び土曜日、祝日、長期休業中 8時00分から19時00分までの間において3時間を超えない範囲内 ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	時間額 1,505 円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和6年3月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当（支給要件有）
休暇	年次休暇（任用当初から付与）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）

社会保険	なし
福利厚生	対象外
公務災害	対象
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募受付期間：当面の間 ・応募方法：以下の URL から応募フォームにアクセスし必要事項を入力 「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」 https://www.harp.lg.jp/qMnIAJEU ・登録情報を確認後、面接を行う方のみメールにてご連絡いたします。 面接時は所定の履歴書様式に必要事項をご記入の上、持参してください。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 <p>【連絡先（募集者）】 〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階 札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課 電話 (011) 211-3861 メールアドレス jidouseito@city.sapporo.jp</p>
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。